

## 附 則

この条例は、平成十五年一月一日から施行する。

秋田県小規模水道条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十四年十二月二十四日

秋田県知事 寺 田 典 城

## 秋田県条例第七十八号

秋田県小規模水道条例の一部を改正する条例

秋田県小規模水道条例（昭和三十五年秋田県条例第十号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「および」を「及び」に改め、同号に次のただし書を加える。

ただし、その一日に給水することができる最大の水量が水道法（昭和三十二年法律第七十七号）第三条第六項第二号に規定する政令で定める基準を超えるものを除く。

第二条第四号中「および」を「及び」に改める。

第六条第四号中「（昭和三十二年法律第七十七号）」を削り、「および」を「及び」に改める。

## 附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 水道法の一部を改正する法律（平成十三年法律第百号）の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

秋田県建築基準条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十四年十二月二十四日

秋田県知事 寺 田 典 城

## 秋田県条例第七十九号

秋田県建築基準条例等の一部を改正する条例

（秋田県建築基準条例の一部改正）

第一条 秋田県建築基準条例（昭和三十五年秋田県条例第二十七号）の一部を次のように改正する。

第十三条中「別表第四の」の下に「二の項及び三の項に掲げる平均地盤面からの高さのうちから条例で指定するものは四メートルとし、同条第一項の規定により同表の」を加え、同条の表を次のように改める。

用途地域の指定のない区域		近隣商業地域又は準工業地域		第一種住居地域、第二種住居地域又は準住居地域		第一種中高層住居専用地域又は第二種中高層住居専用地域		第一種低層住居専用地域又は第二種低層住居専用地域	
十分の十又は十分の二十	十分の八	十分の五	十分の十、十分の十五又は十分の二十	十分の十又は十分の十五	十分の二十、十分の三十、十分の四十又は十分の五十	十分の四十又は十分の五十	十分の二十又は十分の三十	十分の十又は十分の十五	十分の六又は十分の八
イの(一)	イの(二)	イの(一)	(二)	(一)	(二)	(三)	(二)	(一)	(二)
ロの(三)									

(秋田県の事務処理の特例に関する条例の一部改正)

第二条 秋田県の事務処理の特例に関する条例(平成十一年秋田県条例第七十一号)の一部を次のように改正する。

第二条の表十五の項中「法」という。の下に「、建築基準法施行令(昭和二十五年政令第三百三十八号。以下この項において「令」という。)」を加え、同項中「第五十二条第七項、第八項及び第十一項」を「第五十二条第九項、第十項及び第十三項」に改め、「割合」の下に「(以下この項

において「容積率」という。」を加え、同項フ中「延べ面積の敷地面積に対する割合、建築面積の敷地面積に対する割合」を「容積率、建ぺい率」に改め、同項フを同項キとし、同項ケ中「同一敷地内建築物」を「同一敷地内認定建築物若しくは同一敷地内許可建築物」に改め、「認定」の下に「若しくは許可」を加え、同項ケを同項サとし、同項マ中「同一敷地内建築物」を「同一敷地内認定建築物」に改め、同項マを同項エとし、同項エの次に次のように加える。

テ 法第八十六条の二第二項の規定による同一敷地内認定建築物以外の建築物の容積率又は各部分の高さに関する制限の適用除外に係る許可の申請の受理等

ア 法第八十六条の二第三項の規定による同一敷地内許可建築物以外の建築物の建築の許可の申請の受理等  
第二条の表十五の項ヤを同項フとし、同項フの次に次のように加える。

コ 法第八十六条第三項及び第四項の規定による複数建築物の容積率又は各部分の高さの特例の許可の申請の受理等

第二条の表十五の項クを同項ケとし、同項オ中「延べ面積の敷地面積に対する割合」を「容積率」に改め、同項オを同項ヤとし、同項ヤの次に次のように加える。

マ 法第八十五条第三項の規定による応急仮設建築物の存続の許可の申請の受理等

第二条の表十五の項ノ中「第六十八条の五第二項」を「第六十八条の五の四第二項」に、「許可」を「認定」に改め、同項ノを同項オとし、同項オの次に次のように加える。

ク 法第六十八条の五の五の規定による建築物の建ぺい率の特例の認定の申請の受理等

第二条の表十五の項キ中「第六十八条の五第一項」を「第六十八条の五の四第一項」に、「延べ面積の敷地面積に対する割合」を「容積率」に改め、同項キを同項ノとし、同項ウの次に次のように加える。

キ 法第六十八条の五の二第二項の規定による建築物の各部分の高さに関する制限の適用除外に係る許可の申請の受理等

第二条の表十五の項中ソからネまでを削り、同項ナ中「第六十八条の四第一項」を「第六十八条の三第一項」に、「延べ面積の敷地面積に対する割合」を「容積率」に改め、同項ナを同項ネとし、同項ラ中「第六十八条の四第二項」を「第六十八条の三第二項」に、「建築面積の敷地面積に対する割合」を「建ぺい率」に改め、同項ラを同項ナとし、同項ム中「第六十八条の四第三項」を「第六十八条の三第三項」に改め、同項ムを同項ラとし、同項ウ中「第六十八条の四第四項」を「第六十八条の三第四項」に改め、同項ウを同項ムとし、同項ムの次に次のように加える。

ウ 法第六十八条の四第一項の規定による建築物の容積率に関する制限の適用除外に係る認定の申請の受理等

第二条の表十五の項レ中「延べ面積の敷地面積に対する割合」を「容積率」に改め、同項レを同項ツとし、同項タを同項ソとし、同項ヨ中「延べ面積の敷地面積に対する割合、建築面積の敷地面積に対する割合」を「容積率、建ぺい率」に改め、同項ヨを同項レとし、同項中カをタとし、ワをヨと

し、ヲをカとし、同項ル中「第五十四条の二第一項第二号」を「第五十三条の二第一項第三号及び第四号（法第五十七条の二第三項において準用する場合を含む。）」に改め、同項ルを同項ワとし、同項又中「第五十三条第四項第三号」を「第五十三条第五項第三号」に、「建築面積の敷地面積に対する割合」を「建ぺい率」に改め、同項ヌを同項ヲとし、同項リの次に次のように加える。

ヌ 法第五十二条の二第一項の規定による建築物の容積率の特例の指定の申請の受理等

ル 法第五十三条第四項の規定による建築物の建築面積の敷地面積に対する割合（以下この項において「建ぺい率」という。）の特例の許可の申請の受理等

第二条の表十五の項に次のように加える。

ユ 令第三百三十一条の二第二項の規定による前面道路の特例の認定の申請の受理等

メ 令第三百三十一条の二第三項の規定による壁面線又は壁面の位置の制限の特例の認定の申請の受理等

第二条の表十五の項中「秋田市を除く」を「イ、マからフまで、エ及びキに掲げる事務（大館市にあっては、法第六条第一項第四号に掲げる建築物に係るものを除く。）にあっては秋田市を除く市町村に、ロ、ニからヤまで、コ、テからサまで、ユ及びメに掲げる事務にあっては秋田市を除く市町村に、ハに掲げる事務にあっては秋田市及び大館市を除く市町村に限る」に改める。

（秋田県建築基準法関係手数料徴収条例の一部改正）

**第三条** 秋田県建築基準法関係手数料徴収条例（平成十二年秋田県条例第八号）の一部を次のように改正する。

第一条中「（以下「令」という。）」の下に「及び建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号。以下「令」という。）」を加える。

第四条中「三十四の項から三十七の項」を「四十の項から四十三の項」に改める。

別表十一の項中「第五十二条第七項、第八項又は第十一項」を「第五十二条第九項、第十項又は第十三項」に改め、「割合」の下に「（以下「容積率」という。）」を加え、同表中三十七の項を四十三の項とし、三十四の項から三十六の項までを六項ずつ繰り下げ、同表三十三の項中「延べ面積の敷地面積に対する割合、建築面積の敷地面積に対する割合」を「容積率、建ぺい率」に改め、同項を同表三十九の項とし、同表三十二の項中「認定」の下に「又は許可」を加え、同項を同表三十八の項とし、同表三十一の項中「同一敷地内建築物」を「同一敷地内認定建築物」に改め、同項を同表三十五の項とし、同項の次に次のように加える。

三十六 法第八十六条の二第二項の規定による同一敷地内認定建築物以外の建築物の容積率又は各部分の高さに関する制限の適用除外に係る許可の申請

イ 建築物（同一敷地内認定建築物を除く。以下この項において同じ。）の数が一である場合  
 ロ 建築物の数が二以上である場合

一十三万八千円

一十三万八千円に一を超え

別表中三十の項を三十二の項とし、同項の次に次のように加える。

<p>三十七 法第八十六条の二第三項の規定による同一敷地内許可建築物以外の建築物の建築の許可の申請</p> <p>イ 建築物(同一敷地内許可建築物を除く。以下この項において同じ。)の数が一である場合</p> <p>ロ 建築物の数が二以上である場合</p>	<p>る建築物の数に二万八千円を乗じて得た額を加算した額</p>
<p>三十三 法第八十六条第三項の規定による敷地内に広い空地を有し、かつ、総合的設計による一団地の建築物の容積率又は各部分の高さの特例の許可の申請</p> <p>イ 建築物の数が二である場合</p> <p>ロ 建築物の数が三以上である場合</p>	<p>二十三万八千円</p> <p>二十三万八千円に二を超える建築物の数に二万八千円を乗じて得た額を加算した額</p>
<p>三十四 法第八十六条第四項の規定による既存建築物を前提とした総合的設計により建築され、かつ、敷地内に広い空地を有する建築物の容積率又は各部分の高さの特例の許可の申請</p> <p>イ 建築物(既存建築物を除く。以下この項において同じ。)の数が一である場合</p> <p>ロ 建築物の数が二以上である場合</p>	<p>二十三万八千円</p> <p>二十三万八千円に二を超える建築物の数に二万八千円を乗じて得た額を加算した額</p>

別表中二十九の項を三十一の項とし、二十八の項を三十の項とし、同表二十七の項中「延べ面積の敷地面積に対する割合」を「容積率」に改め、同項を同表二十九の項とし、同表二十五の項及び二十六の項を削り、同表二十四の項中「第六十八条の四第四項」を「第六十八条の三第四項」に、「住宅地高度利用地区計画」を「再開発等促進区等」に、「高さの」を「高さに関する制限の適用除外に係る」に改め、同項の次に次のように加える。

<p>二十五 法第六十八条の四第一項の規定による地区計画等の区域における公共施設の整備の状況に応じた建築物の容積率に関する制限の適用除外に係る認定の申請</p>	<p>二万七千円</p>
<p>二十六 法第六十八条の五の二第二項の規定による高度利用と都市機能の更新とを図る地区計画等の区域における建築物の各部分の高さに関する制限の適用除外に係る許可の申請</p>	<p>十六万円</p>
<p>二十七 法第六十八条の五の四第一項の規定による区域の特性に応じた建築物の整備を誘導する地区計画等の区域（以下この項において「区域」という。）における建築物の容積率又は同条第二項の規定による区域における建築物の各部分の高さに関する制限の適用除外に係る認定の申請</p>	<p>二万七千円</p>
<p>二十八 法第六十八条の五の五の規定による地区計画等の区域における建築物の建ぺい率の特例の認定の申請</p>	<p>二万七千円</p>

別表二十三の項中「第六十八条の四第一項」を「第六十八条の二第一項」に、「住宅地高度利用地区計画」を「再開発等促進区等」に、「延べ面積の敷地面積に対する割合」を「容積率」に、「建築面積の敷地面積に対する割合」を「建ぺい率」に改め、同表二十一の項及び二十二の項を削り、同表二十の項中「延べ面積の敷地面積に対する割合」を「容積率」に改め、同項を同表二十二の項とし、同表十九の項を同表二十一の項とし、同表十八の項中「延べ面積の敷地面積に対する割合、建築面積の敷地面積に対する割合」を「容積率、建ぺい率」に改め、同項を同表二十の項とし、同表十七の項を十九の項とし、十四の項から十六の項までを二項ずつ繰り下げ、同表十三の項中「第五十四条の二第一項第二号」を「第五十三条の二第一項第三号又は第四号」に改め、「敷地面積」の下に「に関する特例」を加え、同項を同表十五の項とし、同表十二の項中「第五十三条第四項第三号」を「第五十三条第五項第三号」に、「建築面積の敷地面積に対する割合」を「建ぺい率」に改め、同項を同表十四の項とし、同表十一の項の次に次のように加える。

<p>十二 法第五十二条の二第一項の規定による特例容積率適用区域における建築物の容積率に関する特例の指定の申請</p>	<p>二万七千円</p>
<p>十三 法第五十三条第四項の規定による建築物の建築面積の敷地面積に対する割合（以下「建ぺい率」という。）に関する特例の許可の申請</p>	<p>三万三千元</p>

別表に次のように加える。

<p>四十四 令第三百三十一条の二第二項の規定による前面道路の特例の認定の申請</p>	<p>二万七千円</p>
<p>四十五 令第三百三十一条の二第三項の規定による壁面線又は壁面の位置の制限の特例の認定の申請</p>	<p>二万七千円</p>

別表の備考三中「三十四の項」を「四十の項」に改め、同表の備考五中「三十五の項」を「四十一の項」に改める。  
附 則

この条例は、平成十五年一月一日から施行する。

市町村立学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十四年十二月二十四日

秋田県知事 寺 田 典 城

#### 秋田県条例第八十号

市町村立学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例

第一条 市町村立学校職員の給与等に関する条例（昭和二十八年秋田県条例第五十九号）の一部を次のように改正する。

第十四条第三項中「一万六千円」を「一万四千円」に、「三千円」を「五千円」に改める。

第二十二條第二項中「百分の五十五」を「百分の五十」に改め、同条第三項中「百分の五十五」を「百分の五十」に、「百分の三十」を「百分の二十五」に改める。

第二十八條の五に次の一項を加える。

2 前項の休憩時間は、職務の特殊性又は当該公署の特殊の必要がある場合において、県の教育委員会が県の人事委員会と協議して定めるところにより、一齊に与えないことができる。

附則第六項から第十一項までを削る。

別表第一から別表第三までを次のように改める。

## 別表第一 (第五条関係)

## 教 育 職 給 料 表

職員の 区分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級
	号 給	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額
		円	円	円	円
	1	—	—	273,000	404,800
	2	148,100	163,700	286,700	413,700
	3	154,400	172,000	300,700	422,200
	4	161,600	181,100	314,600	430,700
	5	169,500	192,000	328,200	439,000
	6	178,600	199,100	341,500	446,800
	7	188,600	206,300	351,800	454,500
	8	195,400	214,000	362,000	461,800
	9	202,200	222,100	372,400	468,800
	10	209,000	233,300	381,200	475,600
	11	215,900	245,100	389,700	482,600
	12	223,000	257,000	397,800	489,800
	13	230,500	269,600	405,900	496,300
	14	237,900	282,500	413,500	501,500
	15	245,000	295,800	421,000	505,500
再任用 職員以 外の職 員	16	252,100	309,500	428,300	
	17	258,700	323,100	435,100	
	18	265,200	335,800	441,700	
	19	271,700	345,800	448,300	
	20	277,600	355,700	454,200	
	21	282,900	365,700	459,600	
	22	287,900	374,200	464,300	
	23	292,600	382,400	468,500	
	24	296,800	390,100	472,300	
	25	300,200	397,000	475,400	
	26	303,500	403,400	478,300	
	27	306,900	409,100		
	28	309,300	414,400		
	29	311,100	419,300		
	30	312,900	424,100		
	31	314,600	428,800		
	32	316,400	432,900		
	33	318,200	437,100		
	34		441,000		
	35		444,600		
	36		447,100		
再任用 職員		229,100	283,400	351,000	425,800

備考 1 この表は、市町村立の小学校及び中学校の校長、教頭、教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭及び講師に適用する。

2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員の給料月額は、この表の額に8,000円をそれぞれ加算した額とする。

別表第二 (第五条関係)

行 政 職 給 料 表

職員の 区分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
	号 給	給料月額							
		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	—	—	185,600	220,600	238,300	259,100	278,700	300,100
	2	135,100	171,500	192,800	228,700	247,300	268,100	288,000	310,200
	3	139,500	178,400	200,200	237,200	256,500	277,200	297,600	320,400
	4	144,000	185,600	207,500	246,200	265,200	286,400	307,500	330,900
	5	149,200	191,600	215,400	255,300	273,800	295,600	317,300	341,400
	6	155,000	197,000	223,300	263,800	282,500	305,000	327,300	351,900
	7	161,000	202,400	231,200	272,300	291,200	314,400	337,300	361,800
	8	167,300	207,600	238,700	280,700	299,700	323,800	347,100	371,400
	9	171,900	212,600	245,200	288,900	308,200	333,200	356,700	380,900
	10	175,600	217,000	251,600	296,900	316,600	342,500	366,000	390,300
再任用 職員 以外の職 員	11	178,800	221,400	257,900	304,700	324,700	351,900	375,100	399,700
	12	181,600	225,700	263,500	312,000	332,200	361,200	383,900	409,100
	13	184,300	230,000	269,000	319,100	339,700	370,200	392,400	417,900
	14	186,400	233,200	274,100	326,000	346,900	379,000	399,400	425,800
	15	188,500	236,200	279,200	332,100	352,500	386,600	405,000	431,700
	16	190,100	239,300	283,700	337,700	357,300	392,200	409,800	437,400
	17		242,200	287,800	341,400	361,300	397,200	414,000	441,200
	18		245,100	291,500	344,700	364,600	400,700	417,600	445,000
	19		247,000	294,700	347,900	367,500	404,200	421,300	448,900
	20			297,100	350,200	370,400	407,600	424,800	452,500
	21			299,000	352,400	372,900	411,100	428,300	456,200
	22			301,000	354,700	375,500	414,500	431,900	
23			302,900	357,000	378,000	417,900			
24			304,900	359,200	380,600	421,400			
25			306,900	361,600	383,200				
26			308,700	363,800	385,900				
27			310,600	366,100					
28			312,600	368,400					
29			314,500						
30			316,500						
31			318,400						
32			320,300						
再任用 職員		150,800	188,600	217,400	254,500	272,000	296,100	313,200	335,000

備考 この表は、市町村立の小学校及び中学校の事務職員に適用する。

## 別表第三 (第五条関係)

## 医 療 職 給 料 表

職員の 区分	職務 の級 号 給	1	2	3	4	5
		級	級	級	級	級
		給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額
		円	円	円	円	円
	1	—	—	207,100	231,100	268,100
	2	139,700	177,400	214,400	239,400	277,600
	3	145,200	184,100	221,900	247,900	287,100
	4	152,000	190,600	229,900	256,500	296,800
	5	158,700	197,500	238,100	265,100	306,600
	6	166,300	204,200	246,400	273,600	316,300
	7	173,900	211,000	254,900	282,300	326,200
	8	180,300	217,700	263,300	291,100	335,800
	9	186,600	224,600	271,700	299,900	345,300
	10	192,100	232,000	280,100	308,700	354,600
	11	197,600	238,900	288,400	317,300	363,800
	12	202,900	245,700	296,500	325,700	372,300
	13	208,000	252,200	304,500	333,500	381,000
	14	212,900	258,700	312,200	341,200	388,800
	15	217,300	264,300	319,600	348,400	394,900
	16	221,700	269,700	326,700	354,300	400,700
	17	225,900	274,800	333,200	359,400	405,400
	18	230,100	279,900	339,200	364,000	410,000
	19	233,500	284,400	343,200	367,500	413,800
	20	236,500	288,800	347,200	371,000	417,300
	21	239,500	292,000	350,700	374,200	420,800
	22	241,800	294,500	353,400	377,100	424,200
	23	243,600	296,900	356,000	379,900	427,700
	24		298,600	358,400	382,200	
	25		300,400	360,700	384,600	
	26		302,100	362,700	387,100	
	27		304,000	364,800	389,800	
	28		305,800	366,900		
	29			369,100		
	30			371,400		
再任用 職員		189,600	217,400	256,200	273,700	304,300

備考 この表は、市町村立の小学校及び中学校並びに共同調理場の学校栄養職員に適用する。

第二条 市町村立学校職員の給与等に関する条例の一部を次のように改正する。

第七条中「第二十条の三第一項」を「第二十条の五第一項」に改める。

第二十二条第一項中「三月一日」を削り、同条第二項中「三月に支給する場合には百分の五十」を削り、「百分の百四十五」を「百分の百五十五」に、「百分の百五十五」を「百分の百七十」に、「三箇月以内(基準日が十二月一日であるときは、六箇月以内)」を「六箇月以内」に、「区分に応じて、次の表」を「次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号」に改め、同項の表を削り、同項に次の各号を加える。

一 六箇月 百分の百

二 五箇月以上六箇月未満 百分の八十

三 三箇月以上五箇月未満 百分の六十

四 三箇月未満 百分の三十

第二十二条第三項中「百分の五十」とあるのは「百分の二十五」と、「百分の百四十五」を「百分の百五十五」に、「百分の七十」を「百分の八十五」に、「百分の百五十五」を「百分の百七十」に改める。

第二十三条第二項第一号中「六月に支給する場合には百分の六十、十二月に支給する場合には百分の五十五」を「百分の七十」に改め、同項第二号中「百分の三十」を「百分の三十五」に改める。

#### 附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成十五年一月一日から施行する。ただし、第二条及び附則第七項の規定は、同年四月一日から施行する。

(職務の級における最高の号給を超える給料月額の見直し等)

2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)の前日において職務の級における最高の号給を超える給料月額を受けていた職員の施行日における給料月額及びこれを受ける期間に算入されることとなる期間は、教育委員会規則で定める。

(施行日前の異動者の号給等の調整)

3 施行日前に職務の級を異にして異動した職員及び教育委員会の定めるこれに準ずる職員の施行日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が施行日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、教育委員会が定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(職員が受けていた号給等の基礎)

4 前二項の規定の適用については、職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号給又は給料月額は、第一条の規定による改正前の市町村立学

校職員の給与等に関する条例又は市町村立学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例(平成十三年秋田県条例第三十七号) 附則第二項及び第三項並びにこれらに基づく教育委員会規則の規定に従って定められたものでなければならない。

(平成十五年三月に支給する期末手当に関する特例措置)

5 平成十五年三月に支給する期末手当(以下この項において「期末手当」という。)の額は、第一条の規定による改正後の市町村立学校職員の給与等に関する条例(以下この項において「改正後の条例」という。) 第二十二條第二項(同條第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)及び第四項から第七項まで、第二十六條第一項から第三項まで、第五項若しくは第六項又は外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例(昭和六十三年秋田県条例第二号) 第四條第一項若しくは公益法人等への職員の派遣等に関する条例(平成十三年秋田県条例第六十四号) 第四條の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額(以下この項において「基準額」という。)から、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を減じた額に相当する額を減じた額(同号に掲げる額が第一号に掲げる額を超える場合には、その超える額に相当する額を基準額に加えた額)とする。この場合において、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を減じた額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

一 平成十五年三月一日(期末手当について改正後の条例第二十二條第一項後段又は第二十六條第六項の規定の適用を受ける職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日。以下この号及び次項において「基準日」という。)まで引き続き在職した期間で平成十四年四月一日から施行日の前日までのもの(当該引き続き在職した期間以外の在職した期間で同月一日から施行日の前日までのものであって、それ以後の基準日までの期間における任用の事情を考慮して教育委員会規則で定めるものを含む。次号において「継続在職期間」という。)について支給される給与のうち給料及び扶養手当並びにこれらの額の改定により額が変動することとなる給与(次号において「給料等」という。)の額の合計額

二 継続在職期間について改正後の条例の規定による給料月額(継続在職期間において附則第二項に規定する給料月額を受けていた期間がある職員にあっては、当該期間について教育委員会規則で定める給料月額)及び扶養手当の額により算定した場合の給料等の額の合計額

6 平成十四年四月一日から基準日までの間において一般職の職員の給与に関する条例(昭和二十八年秋田県条例第二十二号)の適用を受ける者その他の教育委員会規則で定める者(以下この項において「一般職の職員等」という。)であった者から引き続き新たに職員となった者で任用の事情を考慮して教育委員会規則で定めるものについては、前項各号に掲げる額に、それぞれ一般職の職員等との権衡を考慮して教育委員会規則で定める額を加えるものとする。

(平成十五年六月に支給する期末手当に関する経過措置)

7 平成十五年六月に支給する期末手当に関する第二条の規定による改正後の市町村立学校職員の給与等に関する条例第二十二條第二項の規定の適用については、同項中「六箇月以内」とあるのは「三箇月以内」と、同項第一号中「六箇月」とあるのは「三箇月」と、同項第二号中「五箇月以上六箇月未満」とあるのは「二箇月十五日以上三箇月未満」と、同項第三号中「三箇月以上五箇月未満」とあるのは「一箇月十五日以上二箇月十五日未満」と、

同項第四号中「三箇月未満」とあるのは「一箇月十五日未満」とする。  
(教育委員会規則への委任)

8 附則第二項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に關し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

教育長の給与及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十四年十二月二十四日

秋田県知事 寺 田 典 城

#### 秋田県条例第八十一号

教育長の給与及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例

教育長の給与及び旅費等に関する条例(昭和五十八年秋田県条例第十七号)の一部を次のように改正する。

第二条第四項中「期末手当基礎額は、給料月額に百分の百四十五を乗じて得た額」を「職員の給与条例第二十一条第二項中「期末手当基礎額」とあるのは「給料月額に百分の百四十五に相当する額」と、「百分の百五十五」とあるのは「百分の百七十」と、「百分の百七十」とあるのは「百分の百八十」に改める。

#### 附 則

この条例は、平成十五年四月一日から施行する。

企業職員の給与の種類および基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十四年十二月二十四日

秋田県知事 寺 田 典 城

#### 秋田県条例第八十二号

企業職員の給与の種類および基準を定める条例の一部を改正する条例

企業職員の給与の種類および基準を定める条例(昭和三十一年秋田県条例第五十一号)の一部を次のように改正する。

第十条第一項中「三月一日」を削る。

第十三条の五第二項中「三箇月以内(基準日が十二月一日であるときは、六箇月以内)」を「六箇月以内」に改める。

附則第二項から第五項までを削り、附則第一項の項番号を削る。

附 則

- 1 この条例は、平成十五年四月一日から施行する。ただし、附則の改正規定は、同年一月一日から施行する。
- 2 平成十五年六月一日に育児休業をしている職員の同日に係る期末手当に関するこの条例による改正後の企業職員の給与の種類および基準を定める条例第十三条の五第二項の規定の適用については、同項中「六箇月以内」とあるのは、「三箇月以内」とする。

発 行 者 秋 田 県

秋田市山王四丁目一番一号

購読料金 一月三千五百円

印 刷 所

印 刷 者

秋田市山王七丁目五番二十九号  
 株式会社 松原印刷社  
 電話(082)8766 FAX(082)8766  
 E-mail:matsubara@matsubaranatsus.co.jp  
 秋田市山王七丁目五番二十九号  
 松原印刷社